

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（防衛省）

制 度 名	A C S Aによる物品又は役務の提供・受領に関する非課税措置の拡充				
税 目	消費税				
要 望 の 内 容	<p>A C S Aとは、自衛隊と他国軍の間で、一方が物品・役務の提供を要請した場合には、他方がその物品・役務を提供できる枠組み。</p> <p>現時点で平成 24 年度中に諸外国との間で新たに A C S A を締結することが固まっているわけではないが、可能性はあり得るところ、仮に実施する場合には、A C S A に基づく物品又は役務の提供・受領に関し、消費税の課税対象となる可能性があり、これについて、非課税の措置をとることが必要。</p> <p>なお、日豪 A C S A についても、消費税について同様の措置をとっている。</p> <table border="1" data-bbox="874 875 1490 969"> <tr> <td data-bbox="874 875 1220 969">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 875 1490 969">0.01 百万円 （－）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	0.01 百万円 （－）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	0.01 百万円 （－）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>防衛大綱にあるように、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化のためには、日米同盟とあいまって、2 国間・多国間の安全保障協力を多層的に組み合わせてネットワーク化し、多層的な安全保障協力を推進することが重要である。このような観点から我が国と基本的な価値観を共有する国々と A C S A の締結を推進することは、こうした国々とのしっかりとした安全保障協力の枠組みや基盤を整備することにより、安全保障協力をネットワーク化し多層的な安全保障協力をより一層強化するものであり、この地域の安定化に向けた日本の取組として極めて重要である。</p> <p>また、部隊が活動する際には、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが原則。他方、現場で緊急のニーズが生じた場合、同様の活動を行う自衛隊と諸外国軍の間で A C S A に基づき現場で必要な物品・役務を相互に融通することができれば、運用の弾力性・柔軟性を向上させることができる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>一般に、A C S A に基づく国際的な物品・役務のやりとりにあたっては、消費税は課税されないのが通例であり、日豪 A C S A においても、消費税は課さないものとしている。</p> <p>なお、日本が非課税措置をとらない場合には、相互性の観点から相手国側もとらないこととなるため、日本も相手国側に消費税を支払わなければならない可能性が高い。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	自衛隊と諸外国軍との間でACSAに基づき現場で必要な物品・役務と相互を相互に融通させ、運用の弾力性、柔軟性を向上させる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		<p>ACSAに基づく国際的な物品・役務のやりとりにあたっては、消費税は課税されないのが通例であり、こうした国際慣行を踏まえれば、日本がACSAを締結する国との間においても、他国と同様、非課税となるよう措置し、国際的な均衡を確保する必要がある。</p> <p>また、仮に、非課税とならず相互に消費税を支払うこととなった場合、双方が国際的な通例と異なる特別のフォーマットを作成して対応せざるを得なくなり、業務の効率性を阻害するおそれがある。</p>	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 22 年度税制改正大綱において、日豪 A C S A による物品又は役務の提供・受領に関する消費税の非課税措置が認められた。	